条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。ロにおいて同じ。）」に改め、同号ロ中「国共済法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第十号中「地方公務員等共済組合法（以下この号及び次号において「地共済法」という。）の規定による」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。イからハまでにおいて同じ。）のうち」に改め、同号イ中「地共済法」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。ロ及びハにおいて同じ。）」に改め、同号ロ及びハ中「地共済法」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前地共済法」に改め、同条第十一号中「地共済法（」を「地方公務員等共済組合法（」に改める。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第十五条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第五条　削除

附則第六条の前に見出しとして「（概算療養給付費等拠出金に係る標準報酬総額の補正）」を付し、同条第一項中「昭和三十三年法律第百二十八号）」の下に「若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」を、「（国家公務員共済組合法」の下に「及び地方公務員等共済組合法」を加え、「及び」を「並びに」に、「国家公務員共済組合法又は私立学校教職員共済法」を「標準報酬の月額等（国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法」に改め、「又は標準給与」を削り、「「標準報酬等」を「「標準報酬」に改め、「いう。）の月額」の下に「又は私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額（以下「標準報酬月額」という。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、「の標準報酬等の月額が標準報酬等の等級」を「の標準報酬の月額等が標準報酬の等級又は標準報酬月額の等級」に、「標準報酬等の月額の当該年度」を「標準報酬の月額等の当該年度」に改め、「と国家公務員共済組合法」の下に「若しくは地方公務員等共済組合法」を、「標準期末手当等」の下に「の額」を加え、「標準賞与の額」を「標準賞与額」に改め、同項第一号中「当該年度の基準月」を「当該年度の厚生労働省令で定める基準となる月（以下この項において「基準月」という。）」に、「標準報酬等の月額」を「標準報酬の月額等」に、「標準報酬の等級」を「標準報酬の等級又は標準報酬月額の等級」に改め、「又は給与」を削り、「当該基準月」を「同年度の基準月」に改め、同項第二号中「標準報酬等の月額」を「標準報酬の月額等」に改め、同条第二項中「標準報酬等の等級」を「健康保険法の規定による標準報酬月額の等級又は標準報酬の等級若しくは標準報酬月額の等級」に、「標準報酬等の月額」を「標準報酬の月額等」に改め、同条第三項を削る。

附則第七条中「標準報酬、給料若しくは標準給与の月額」を「標準報酬の月額等」に、「標準期末手当等、期末手当等」を「標準期末手当等の額」に、「標準賞与の額」を「標準賞与額」に、「前二条」を「前条」に改める。

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第十六条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第五十一条中「含む」を「含み、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に係るものに限る」に改める。

第六十四条第一号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第二号中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第三号中「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この号において「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第十七条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号を次のように改める。

三　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの

第一条の二第三号の次に次の一号を加える。

三の二　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金

第一条の二第四号を次のように改める。

四　平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの

第一条の二第四号の次に次の一号を加える。

四の二　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金

第一条の二第五号を次のように改める。

五　平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの

第一条第五号を次のように改める。

五　平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付

第一条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金

第一条第七号を次のように改める。

七　平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付

第十一条第七号の次に次の一号を加える。

七の二　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金

第十一条第八号を次のように改める。

八　平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付

（恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部改正）

第十八条　恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令（昭和五十五年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「この号及び第十号」を「この条」に、「もの及び」を「もの並びに」に改め、「支給されるもの」の下に「並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年法律第六十三号」という。）附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた法律第百十五号の規定により支給され